

佐野市上下水道局マンホール蓋広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、佐野市上下水道局（以下「局」という。）が管理するマンホールの蓋に掲載する有料広告（以下「マンホール蓋広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の基準)

第2条 広告掲載できる広告に関する基準は、佐野市広告掲載基準（平成18年11月24日告示第223号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」と読み替えるものとする。

(広告の規格等)

第3条 マンホール蓋広告の規格は、Φ500の図柄を印刷したものを鋼板等に貼付け、ふたに固定できるように加工し、図柄印刷面を保護した構造とする。

(広告掲載の申込み)

第4条 広告掲載を希望する者は、局が広告の掲載を決定したマンホールの蓋から希望するものを選択し、指定する期日までに、マンホール蓋広告掲載申込書（別記様式第1号）又は別に定める方法で管理者に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第5条 管理者は、前条の規定による申込みに対して、その内容を審査の上可否を決定し、マンホール蓋広告掲載・不掲載決定通知書（別記様式第2号）により当該申込者に通知する。

2 前項の場合において、広告掲載が適当であると認める申込みが同一のマンホールの蓋に対して複数あった場合は、次の順位により広告掲載者（以下「広告主」という。）を決定する。

第1順位 市内に本社・事業所を有する民間企業等で、当該マンホール蓋に事業拠点が隣接しているもの

第2順位 市内に本社・事業所を有する民間企業等で、第1順位に該当しないもの

第3順位 上記いずれにも該当しないもの

3 同じ順位の申込が複数提出された場合は、くじにより広告主を決定する。ただし、特別な事情がある場合には、管理者が順位を定めることができる。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は、マンホール蓋広告を設置した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。）の初日から起算して、2年とし、原則、変更は不可とする。ただし、広告主が希望する場合は、1年を単位として延長することができる。

2 前項の規定に関わらず、特別な事情があると管理者が認める場合には、広告主との協議により掲載期間を定めることができる。

(広告料)

第7条 マンホール蓋広告の掲載料は、1か所につき月額7,000円に消費税及び地方消費税の額を加算した額とし、管理者が指定する期日までに2年分を一括して納付しなければならない。ただし、延長の場合のマンホール蓋広告の掲載料は、1か所につき月額3,500円に消費税及び地方消費税の額を加算した額とし、1年分を一括して納付するものとする。

(デザインの提出)

第8条 広告主は、マンホール蓋広告のデザインのデータを管理者が指定する期日までに管理者が指定する方法で作成し、管理者に提出するものとする。

2 管理者は、前項のデザインについて、広告主に対し、内容の修正を指示することができる。

(維持管理)

第9条 市は、マンホール蓋広告を掲載したマンホールの蓋の維持管理を行う。

2 市は、前項のマンホールの蓋に起因して、第三者に損害を与えた場合は、その責任を負う。ただし、マンホール蓋広告のデザインに起因して第三者に損害を与えた場合は、広告主がその責任を負う。

(掲載期間の変更等)

第10条 広告主は、第4条第1項ただし書きに規定する掲載期間の延長等を希望するときは、当該掲載期間の末日の6か月前までに、マンホール蓋広告掲載変更申込書（別記様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、掲載期間を1年延長することができる。その場合は、マンホール蓋広告掲載変更決定・不承認通知書（別記様式第4号）により、広告主に通知する。

(広告掲載料の不還付)

第11条 既納のマンホール蓋広告の掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由があると認められる場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(広告審査委員会)

第12条 管理者は、マンホール蓋広告掲載に係る審査をするため佐野市上下水道局マンホール蓋広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、上下水道局長、次長、参事、課長、所長、主幹及び係長をもって組織する。

3 委員会の委員長は上下水道局長を、副委員長は企業経営課長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第13条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、企業経営課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、佐野市広告掲載要綱（平成18年11月24日告示第222号）の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者という。」）」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

マンホール蓋広告掲載申込書

年 月 日

佐野市下水道事業管理者 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話

「佐野市広告掲載基準」第 3 条に規定する規制業種又は事業者ではないことを誓約のうえ、次のとおりマンホール蓋広告掲載を申し込みます。

1 広告の内容	
2 掲載希望マンホール	
3 掲載期間	年 月 日から 2 年間
4 同意欄	☐ 管理者が、市税等の納付状況に関する情報を取得することに同意します。 ☐ 「佐野市上下水道局マンホール蓋広告掲載要綱」及び関連要綱等を熟覧の上、その内容に従うことに同意します。
5 担当者連絡先	部署・氏名 TEL FAX E-mail
6 備考	

添付書類

- 1 パンフレット等事業の概要が分かる書類
- 2 広告の内容が分かるデザイン案

様式第 2 号（第 5 条関係）
マンホール蓋広告掲載・不掲載決定通知書

年 月 日

様

佐野市下水道事業管理者

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分	☐ 掲載する ☐ 掲載しない 理由
2 広告の内容	
3 掲載対象マンホール	
4 掲載期間	年 月 日から 2 年間
5 広告掲載料	円
6 納付期限	年 月 日
7 注意事項等	
8 備考	

様式第 3 号（第10条関係）

マンホール蓋広告掲載変更申込書

年 月 日

佐野市下水道事業管理者 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者氏名
電話

次のとおりマンホール蓋広告掲載の変更を申し込みます。

1 広告の内容	
2 掲載変更希望マンホール	
3 掲載期間の変更 ☐ 変更を希望します。	(現行) 年 月 日から 2 年間 (変更後) 年 月 日から 年間 (理由)
4 デザインの変更 ☐ 変更を希望します。 ※この場合、広告の内容が分かるデザイン案を添付すること。	(変更年月日) 年 月 日 (変更後の期間) 年 月 日から 年間 (理由)
5 担当者連絡先	部署・氏名 TEL FAX E-mail
6 備考	

様式第 4 号（第 10 条関係）
マンホール蓋広告掲載変更決定・不承認通知書

年 月 日

様

佐野市下水道事業管理者

年 月 日付けで申込みのあった広告掲載変更について、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分	☐ 変更を認める ☐ 変更を認めない 理由
2 広告の内容	
3 掲載対象マンホール	
4 掲載期間	年 月 日から 年間
5 広告掲載料	円
6 納付期限	年 月 日
7 注意事項等	
8 備考	